

## 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直し方針について

### 1. 趣旨

- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムは、法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日。以下「推進会議決定」という。）に基づき、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として実施されている。
- 文部科学省では、推進会議決定等を踏まえ、本プログラムによる公的支援のメリハリある配分などを通じて、法科大学院の組織見直しの促進や教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減などに取り組んできた結果、一定の改善が見られつつあるところ。
- 一方で、各法科大学院の置かれている状況は様々であり、法科大学院教育の改善・充実に向けて残された課題も存在することから、各法科大学院における教育の改善・充実に向けた取組を促すため、本プログラムに適切な修正を加えた上で平成31年度以降も当面の間、継続することとする。

### 2. 見直しのポイント

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の基礎額算定率及び加算率の設定方法について、以下のとおり変更する。

#### (1) 基礎額算定率

##### ○司法試験の合格率

各法科大学院の近年の教育実績、教育力をより適切に評価するため、法学未修者コースに限ったものも含め直近数年間の累積合格率や修了直後の合格率を評価することとする。

##### ○その他の指標

法学系課程以外の課程出身者の入学者数・割合及び社会人入学者数・割合については個別の指標として評価するのではなく、入学者数の確保のみならず、これらの者を法曹として輩出することがより重要であるという観点から、司法試験合格率によって評価する。

競争倍率については、評価の段階を細分化してよりきめ細やかな評価を可能とする。

## (2) 加算率

### ○各法科大学院からの取組の提案方法と評価方法

これまで、各法科大学院は様々な取組を個別に提案し、審査委員会においては、提案された取組について一つずつ評価を行ってきた。今後は、各法科大学院の教育理念や抱える課題、強み等の特徴に応じた体系的・系統的な取組を促す必要があるため、各大学が中期的な改革・取組をパッケージとして提案し、その内容に応じた加算率を設定するものとする。

改革・取組の期間中は、その進捗状況を毎年確認・評価することとし、その結果に応じて加算率を増減させるものとする。

また、本特別委員会において検討される法科大学院教育等に関する改善方策（例えば、法科大学院と法学部との連携や、未修者教育の充実など）を実施することによって加算率を増加させる方向で検討する。